

出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 10 ）
---------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部

**【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】**

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務</p> <p><b>【移譲する業務】</b>  農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録検査機関の登録・更新（法第17条から法第19条まで及び法第21条）</li> <li>・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第20条第3項）</li> <li>・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第30条、法第31条）</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第22条から法第24条まで及び法第32条）</li> <li>・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第16条）</li> <li>・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第33条）</li> </ul> <p><b>【具体的な業務内容】</b>  移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。</p> <p>①農産物の登録検査機関に関する登録等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録検査機関の登録・更新（5年ごと）・変更の登録</li> </ul> <p>②農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等</li> </ul> <p><b>【移譲に当たっての条件等】</b></p> <p>1 並行権限  都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。</p> <p>2 人材等の整備  移譲に当たっては、農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。</p> <p>3 その他の業務  農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物検査の結果（定期）</li> <li>・登録検査機関の登録・更新の状況（随時）</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時）</li> </ul>
----------------------------	--

	<p>・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）</p> <p>②食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成、民間に対する広報啓発）</p> <p><b>【移譲する事務・権限名】</b>  容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等  ※一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導及び助言（法第6条及び法第60条）</li> <li>・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項）</li> </ul> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収（法第39条）</li> <li>・立入検査（法第40条）</li> </ul> <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項）</li> </ul> <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。</li> <li>・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。</li> </ul> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。</li> </ul> <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。</li> </ul> <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を移譲しなくても都道府県において実施しうるものである。</p> <p><b>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国においても引き続き事務・権限を実施。</li> <li>2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。</li> <li>3 関係法の改正は一括法で行われる必要。</li> </ol>
<p>予算の状況  （単位：百万円）</p>	<p>—</p>

関係職員数	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 3名の内数 ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 2名の内数																																																																												
事務量（アウトプット）	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） ・ 登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） （検査結果の報告回数：米20回（22年度）） ・ 農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降0件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間8回（21年度） ・ 農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降0件）  ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 省エネ法関係… <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> ※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。  容り法関係… <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>4</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> 食り法関係… <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>5</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> ※ 定期報告は20年度から実施。	指導件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	報告徴収件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	立入検査件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	4	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	5	20年度	0	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0
指導件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																																																						
報告徴収件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																																																						
立入検査件数	【工場】	19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																																																						
報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	4	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																							
報告徴収件数	: 19年度	5	20年度	0	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																							
備考	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 移譲後の国の役割 ・ 農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布 ・ 複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務  ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 共管省庁との調整が必要。																																																																												

工程	改正を要する法令等の事項	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 農産物検査法（同法施行令、同法施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
----	--------------	--

	<p>②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法（これらの法律に係る 施行令、施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一 括法で行われる必要。</p>
条件等の解 決のための 方策等	<p>①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 本権限の移譲及び人員の移管については、地方との協議及び調整が必要であり、 地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。 特に、都道府県における農産物検査に係る専門知識を要する人材の確保、育成の 方法等について、地方との協議及び調整が必要である。 また、人材の育成に当たっては、実務面の知識習得等に一定の期間を要するこ とに留意する必要。</p> <p>②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 本権限の移譲については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全 体の中で検討されることが不可欠。 特に、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査等を都道府県 に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、 都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが前提であり、当該内容 について、地方との協議及び調整が必要。</p>
移譲の時期	<p>①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。</p> <p>②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。</p>
備考	

出先機関名：内閣府沖縄総合事務局	整理番号（13）
------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	経済産業省の経済産業局が所掌する業務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所法に基づく定款変更の認可</li> <li>② 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対するJIS法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</li> <li>③ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 下請代金法に基づく報告・検査（併行権限）</li> <li>④ 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等</li> <li>⑤ 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</li> <li>⑥ 消費生活用製品安全法等に基づく消費生活用製品等の製造・輸入業者への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用製品等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）（併行権限）</li> <li>⑦ 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者等に対する容器包装リサイクル法等に基づく報告徴収及び立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効利用）（併行権限）</li> <li>⑧ エネルギーの使用合理化に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導助言、報告徴収・立入検査等）（併行権限）</li> <li>⑨ 品確法の施行に関する事務等 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等（併行権限）</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	61名（経済産業省定員の1名を含む）の内数

事務量（アウトプット）

① 商工会議法に基づく定款変更の認可

	19年度	20年度	21年度
定款変更の認可	0	1	2

② JIS法に基づく事業所への立入検査等の事務

認証製造業者等に対する立入検査数 5件/年(19～21年度の平均)

③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）

	19年度	20年度	21年度
下請事業者からの申告	1	0	0
立入検査等	4	4	5
改善指導	3	2	5

④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限

所管組合数：協業組合0件、商工組合2件、商工組合連合会0件（平成21年度末）

手続き件数：19年度3件 20年度5件 21年度4件（うち決算関係書類などの受理2件、役員変更届出の受理2件 定款変更認可0件）

⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限

包括クレジット業者に関する事務(報告徴収\*\*2件、立入検査\*0件)

個別クレジット業者に関する事務(報告徴収\*\*\*4件、立入検査\*\*\*\*1件)

※19～21年度平均、\*\*22年4月～23年1月末の数値、\*\*\*22年6月～23年1月末の数値

⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）

1)消費生活用製品安全法

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

2)電気用品安全法

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

3)ガス事業法

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

5)家庭用品品質表示法

	19年度	20年度	21年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

	<p>⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）</p> <p>1) 容器包装リサイクル法  (19年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (21年度) 報告徴収 0 立入検査 0</p> <p>2) 家電リサイクル法  (19年度) 報告徴収 0 立入検査 14  (20年度) 報告徴収 0 立入検査 12  (21年度) 報告徴収 0 立入検査 17</p> <p>3) 食品リサイクル法  (19年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (21年度) 報告徴収 0 立入検査 0</p> <p>4) 資源有効利用促進法  (19年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0  (21年度) 報告徴収 0 立入検査 0</p> <p>⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等</p> <table border="1" data-bbox="480 987 1254 1070"> <tr> <td></td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査等</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査</p> <table border="1" data-bbox="480 1151 1369 1317"> <tr> <td></td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務</td> <td>259</td> <td>291</td> <td>1744</td> </tr> <tr> <td>立入検査(件／年)</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table>		20年度	21年度	報告徴収・立入検査等	14	2		19年度	20年度	21年度	揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務	259	291	1744	立入検査(件／年)	8	4	4
	20年度	21年度																	
報告徴収・立入検査等	14	2																	
	19年度	20年度	21年度																
揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務	259	291	1744																
立入検査(件／年)	8	4	4																
備考																			

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>① 商工会議法に基づく定款変更の認可  ・「商工会議所法」「商工会議所法施行令」「商工会議所法施行規則」の改正</p> <p>② 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務  ・「工業標準化法」「工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令」「都道府県知事の報告に関する省令」の制定</p> <p>③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）  ・「下請代金支払遅延等防止法」「下請代金支払遅延等防止法施行令」の改正、省令等の制定</p> <p>④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等  ・「中小企業団体の組織に関する法律施行令」の改正</p> <p>⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限  ・「割賦販売法施行令」の改正</p> <p>⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業</p>
--------	--------------	---

	<p>者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費生活用品安全法施行令」の改正</li> <li>・「電気用品安全法施行令」の改正</li> <li>・「ガス事業法施行令」の改正</li> <li>・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」の改正</li> <li>・「家庭用品品質表示法施行令」の改正</li> </ul> <p>⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「容器包装リサイクル法施行令」「容器包装リサイクル法規則」の改正</li> <li>・「特定家庭用機器再商品化法」「特定家庭用機器再商品化法施行令」「特定家庭用機器再商品化法施行規則」の改正</li> <li>・「食品リサイクル法」「食品リサイクル法施行令」「食品リサイクル法施行規則」の改正</li> <li>・「資源有効利用促進法」「資源有効利用促進法施行令」「資源有効利用促進法施行規則」の改正</li> </ul> <p>⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の改正</li> </ul> <p>⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の改正</li> </ul>
<p>条件等の解決のための方策等</p>	<p>① 商工会議法に基づく定款変更の認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。</li> </ul> <p>② 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、JISマークが表示された鉦工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</li> <li>・当該報告徴収・立入検査は対象となる鉦工業品のJIS規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、そのような場合に対応するために地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施すること。</li> <li>・都道府県が行う報告・検査の範囲等、移譲にあたり整理すべき事項について地方との協議が必要。</li> </ul> <p>④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし。</li> </ul> <p>⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消</li> </ul>



		<p>費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。</li> </ul> <p>⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限)</li> </ul> <p>1) 消費生活用製品安全法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S Cマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>2) 電気用品安全法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S Eマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>3) ガス事業法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S T Gマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S L P Gマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>5) 家庭用品品質表示法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJ I S規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> <p>⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）</p> <p>1) 容器包装リサイクル法</p>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。</li> <li>2)家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。(併行権限)</li> <li>・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul> </li> <li>3)食品リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。</li> </ul> </li> <li>4)資源有効利用促進法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。</li> </ul> </li> <li>⑧一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(併行権限)</li> <li>・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。</li> </ul> </li> <li>⑨給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。</li> <li>・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。(併行権限)</li> <li>・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするも</li> </ul> </li> </ul>
--	--	---

	<p>のであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。</p> <p>・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要となる。</p>
移譲の時期	<p>① 商工会議法に基づく定款変更の認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側及び日商との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>② 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、法案等を提出し、法案成立後に移譲。</li> </ul> <p>④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul> <p>⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</li> </ul>
備考	

アクション・プランに基づく移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程表等の検討について

以下の事務については、直轄事業の一部が地方に移管される場合に、併せて移譲されるものである。

出先機関名：沖縄総合事務局 (国土交通省の地方整備局が所掌する事務)		整理番号（16）
自己仕分けの際の事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）	

出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（18）
---------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 自動車運転代行業の認定業務等 (具体的な内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意</li> <li>・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理</li> <li>・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理</li> <li>・約款届出の受理</li> <li>・公安委員会への営業停止命令の要請</li> <li>・公安委員会が行った指示に関する通知の受理</li> <li>・自動車運転代行業者への立入検査</li> <li>・自動車運転代行業者への指示等の行政処分</li> <li>・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等</li> </ul>		
予算の状況 (単位:百万円)	—		
関係職員数	87人(国交本省定員の4名を含む)の内数		
事務量(アウトプット)	事業種別		平均業務量
	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	97
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	254
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	28
	約款届出の受理	受理件数	0
	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	0
	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	0
	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	6
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	20.8
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	20.8
(平均業務量は平成17年度～平成21年度実績の平均)			
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

工 程	改正を要する法令等の事項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令等の関係条項(改正が必要な法令、条項等の精査には内閣法制局との調整が必要)
	条件等の解決のための方策等	—

	移譲の時期	貴室において、地方側の権限受入意思の確認等の所要の調整が完了し、権限移譲に係る政府全体の一括法案が国会に提出・同法案が成立した後、移譲。
	備考	

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（13）
-----------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	人権擁護に関する事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。このことから、国は、基本的人権尊重の理念を国民一人一人に浸透させ、その理念を普及させるために人権啓発活動を実施しているところ、国が行うべき人権啓発活動の一部については、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（これを「人権啓発活動地方委託事業」という。）。</p> <p>人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局，地方法務局，都道府県，市区町村，公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し，構成員による効果的な共同啓発活動となるよう，ネットワークの中で国が直接マネジメントを行い全国的に一定水準の人権啓発活動を確保するもの）と，(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類されるが，このうち，(b)の非ネットワーク事業が「移譲すると整理した事務」に該当する。</p>												
予算の状況 (単位:百万円)	802百万円（平成23年度予算）												
関係職員数	法務局・地方法務局においては，上記の事務を行うための専任の職員は配置されていない。上記事務は，法務局・地方法務局において実施する人権擁護に関する事務の一部のものであり，関係職員数を算定するのは困難である。												
事務量(アウトプット)	<p>委託先及び執行金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td> <td>501</td> <td>505</td> <td>511</td> </tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td> <td>1,123</td> <td>1,008</td> <td>937</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成19年	平成20年	平成21年	地方自治体数	501	505	511	執行金額 (百万円)	1,123	1,008	937
年度	平成19年	平成20年	平成21年										
地方自治体数	501	505	511										
執行金額 (百万円)	1,123	1,008	937										
備考													

工 程	改正を要する法令等の事項	特になし。(ただし、下記の財源移譲の仕方によっては法令等の改正の可能性あり。)
	条件等の解決のための方策等	<p>今回の移譲のための検討の対象となっている事業（人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事業）については、現在、国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方（補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等）について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。</p> <p>そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。</p> <p>すなわち、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体を実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかんによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るかについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。</p> <p>また、法務省においては、現在、パリ原則（国連総会で採択された、国内人権機構の権限・責務、構成等についての指針を提供する原則）に適合する新たな人権救済機関の設置についての検討を進めている。同原則に照らせば、一定水準の人権啓発活動の確保は、同機関が担うことが求められており、人権啓発活動に関する国と地方自治体との役割分担については、同機関の機能・権限と併せて検討されるべき問題であるから、上記方策を検討するに当たっては、同機関の設置に関する法案の検討状況も踏まえる必要があると考えている。</p>
	移譲の時期	財源の移譲方法や条件として掲げた方策についての協議が整った後に移譲。
	備考	上記事業は、全国一律に移譲する必要があるところ、各地方自治体の意向が不明である現時点において、上記の各種協議、検討を直ちに開始することは困難である。



出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（4）
---------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	医療法人（広域）等の監督

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（委譲する事務・権限名）</p> <p>○医療法人（広域）等の監督</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項</li> <li>・事業報告書等の届出に関する事項</li> <li>・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項</li> <li>・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項</li> <li>・社会医療法人の認定 等</li> </ul> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> <li>・2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることが必要</li> <li>・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこと</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	42人以内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828</li> <li>2. 定款変更認可件数 H19 514件 H20 642件 H21 364件</li> <li>3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3件 H20 1件 H21 4件</li> <li>4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6件 H20 8件 H21 9件</li> <li>5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674件 H20 728件 H21 828件</li> <li>6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544件 H20 676件 H21 667件</li> <li>7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592件 H20 679件 H21 803件</li> <li>8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）</li> </ol>

	H19 438 件 H20 459 件 H21 445 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法第 68 条の 2 等
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> <li>・2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることを確認するため地方と協議を行う。</li> <li>・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うことを確認するため地方と協議を行う。</li> </ul>
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（5）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	国開設病院等の監督

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○国の開設する病院等の医療法に関する手続き</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの</li> <li>・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項</li> <li>・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項</li> <li>・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項</li> <li>・国の開設する診療所の通知等に関する事項 等</li> </ul> <p>(条件)</p> <p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。したがって、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟やハンセン病療養所の病床変更の手続を行う場合等について、政策医療の提供に支障をきたすことがないように、以下の方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が、国開設病院等の開設等の動向について最新の情報を把握できるような体制が確保されること</li> <li>・政策医療を提供する観点から国開設病院等に与えられている法令に基づく特例的な取扱いが引き続き確保されること</li> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> </ul>
予算の状況 (単位:百万円)	国立医療機関使用前検査実施経費 3百万円(平成22年度予算)
関係職員数	104人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウトプット)	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847件 H20 1,851件 H21 2,004件
備考	・国の開設する病院等としては、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁、防衛省等が所管するもの並びに国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法施行令第1条、第3条、第3条の3、第4条、第4条の2、第4条の5</li> <li>・医療法施行規則第43条の3 等</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	<p>○委譲に当たっては、セーフティネットとして提供される医療を全国一律に確保するため、以下の観点等に留意しながら、関係省庁と地方との間で事前協議が行われること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が、国開設病院等の開設等の動向について最新の情報を把握できるような体制が確保されること。</li> <li>・政策医療を提供する観点から国開設病院等に与えられている法令に基づく特例的な取扱いが引き続き確保されること。</li> </ul> <p>○また、アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</p>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。</li> </ul>
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（6 - ①）
---------------------	-------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) ○「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定  (具体的な内容) ・指定医療機関の指定 ・指定医療機関の指定の取消 ・指定医療機関に係る報告徴収 等  (条件) ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第 22 条第 1 項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 76 条第 1 号
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保等について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。

	備考	
--	----	--

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（6 - ②）
---------------------	-------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告聴取等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 (具体的な内容) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができるというもの。 (条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	6 9 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・特定感染症医療機関からの報告聴取等 (1)指定医療機関数 H19 3 件 H20 3 件 H21 3 件 (2)病床数 H19 8 H20 8 H21 8 (3)報告の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4)立入調査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 43 条第 1 項 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 32 条第 1 号
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保等について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（7）
---------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定医療機関等の指定等</li> <li>「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等</li> <li>「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等</li> <li>「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</li> </ul>

**【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】**

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等</li> <li>○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等</li> <li>○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</li> </ul> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等について (国が開設した病院について)</li> <li>・ 指定療育機関の指定（児童福祉法第 20 条第 5 項）（※ 1）</li> <li>・ 指定療育機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（児童福祉法第 20 条第 5 項）</li> <li>・ 指定療育医療機関の指定の取消（児童福祉法第 20 条第 8 項）</li> <li>・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項）</li> <li>・ 診療報酬の支払の一時差し止め（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項）</li> </ul> <p>※ 1 児童福祉法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等について (国が開設した病院等について)</li> <li>・ 指定養育医療機関の指定（母子保健法第 20 条第 5 項）（※ 2）</li> <li>・ 指定養育医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（母子保健法第 20 条第 5 項）</li> <li>・ 指定養育医療機関の指定の取消（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項を準用））</li> <li>・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項を準用））</li> <li>・ 診療報酬の支払の一時差し止め（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項を準用））</li> </ul> <p>※ 2 母子保健法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p>
----------------------------	---



	<p>○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定について (国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関の指定 (生活保護法第 49 条)</li> <li>・指定医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼 (生活保護法第 49 条)</li> <li>・指定医療機関の変更の届出等 (生活保護法第 50 条の 2)</li> <li>・指定医療機関の指定の辞退及び取消し (生活保護法第 51 条)</li> <li>・診療内容及び診療報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査 (生活保護法第 54 条)</li> <li>・指定医療機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示 (生活保護法第 55 条の 2) (国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について)</li> <li>・指定介護機関の指定 (生活保護法第 54 条の 2 第 1 項)</li> <li>・指定介護機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼 (生活保護法第 54 条の 2 第 1 項)</li> <li>・指定介護機関の変更の届出等 (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 50 条の 2)</li> <li>・指定介護機関の指定の辞退及び取消し (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 51 条)</li> <li>・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査 (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 54 条)</li> <li>・指定介護機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示 (生活保護法第 55 条の 2)</li> </ul> <p>(条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>共通経費等の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53</li> <li>(2) 指定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 1 件</li> <li>(3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</li> <li>(4) 変更届等の受理件数 H19 2 件 H20 3 件 H21 3 件</li> <li>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件</li> </ol> </li> <li>2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定養育医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119</li> <li>(2) 指定件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件</li> <li>(3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</li> <li>(4) 変更届等の受理件数 H19 1 件 H20 6 件 H21 7 件</li> <li>(5) 指定の辞退の申出の受理件数</li> </ol> </li> </ol>

	<p>H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>3 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255</p> <p>(2) 指定件数 H19 1件 H20 0件 H21 2件</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 16件 H21 16件</p> <p>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>【「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第20条第4項、第5項、第8項、第21条の4第1項、第2項、第3項</li> <li>・児童福祉法施行規則第14条、第49条の8第1項第4号、第5号</li> <li>・結核にかかっている児童に対する療養の給付について（昭和36年8月9日児発第826号）</li> </ul> <p>【「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第20条第4項、第5項</li> <li>・母子保健法施行規則第12条、第15条第1号</li> <li>・未熟児養育事業の実施について（昭和62年7月31日児発第668号）</li> </ul> <p>【「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法第49条、第50条の2、第51条第2項、第54条、第54条の2第1項、第55条の2</li> <li>・生活保護法施行規則第10条、第10条の2、第12条、第14条、第14条の2、第15条、第16条、第23条</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（8）
---------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名) ○指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(具体的な内容) 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>(1) 指定医療機関の指定（法第12条） (2) 指定医療機関が療養を行うについての指導（法第13条第2項） (3) 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第16条1項及び第2項） (4) 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第17条第3項）</p> <p>(条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
備考	

工程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦傷病者特別援護法第28条の2第1項及び第2項</li> <li>・戦傷病者特別援護法施行令第13条第2項</li> <li>・戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2</li> </ul>
----	--------------	--

条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局

整理番号（12 及び 13）

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案

自己仕分けの際の  
事務・権限名

・養成施設等の指定及び監督  
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師  
・講習会の指定・登録  
食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容

＜保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士＞

（移譲する事務・権限名）

○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等

（具体的な内容）

上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。

＜保育士＞

（移譲する事務・権限名）

○保育士養成施設の指定及び監督

（具体的な内容）

- ・保育士養成施設の指定に関する事項
- ・保育士養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・保育士養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
- ・保育士養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・保育士養成施設の年次報告に関する事項
- ・保育士養成施設に対する報告徴収及び検査に関する事項 等

＜社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事＞

（移譲する事務・権限名）

○養成施設等の指定及び監督

（具体的な内容）

- ・養成施設の指定に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項

- ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・養成施設の実地調査に関する事項
- ・養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

#### <精神保健福祉士>

(移譲する事務・権限名)

○養成施設等の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・養成施設の指定に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項 等
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・養成施設の指定の取消に関する事項 等

#### <身体障害者福祉司、知的障害者福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○身体障害者福祉司・知的障害者福祉司を養成施設の指定

(具体的な内容)

- ・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司の養成施設の指定に関する事務

#### <児童福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉司養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉司養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉司養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉司養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

#### <児童福祉施設の職員>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉施設の職員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

#### <児童自立支援専門員>

(移譲する事務・権限名)

○児童自立支援専門員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童自立支援専門員養成施設の指定に関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

#### <理容師及び美容師>

(移譲する事務・権限名)

○理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・理容師、美容師養成施設の指定に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の年次報告に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

**<栄養士及び調理師>**

(移譲する事務・権限名)

○栄養士、調理師養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・栄養士、調理師養成施設の指定に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の承認に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の届出に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の届出に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の実地調査及び指導調査に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設に対する報告(請求)徴収及び指示に関する事項 等

**<食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師>、  
<講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生  
管理者資格取得講習会>**

(移譲する事務・権限名)

○養成施設等の指定及び監督

○講習会の指定・登録

(具体的な内容)

- ・養成施設の指定(登録)に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の指定(登録)内容変更の届出に関する事項
- ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・養成施設の実地調査に関する事項
- ・養成施設の指定(登録)の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・講習会の登録に関する事項
- ・講習会の実施内容変更の届出に関する事項
- ・講習会の休廃止の届出に関する事項
- ・講習会の実施計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・講習会の改善命令に関する事項
- ・講習会の登録の取消しに関する事項
- ・講習会の実施者に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・講習会の実施者に対する立入検査に関する事項 等

(留意点)

現在は、地方厚生局において、まとめて上記の業務を行っているところであり、その一部のみ地方へ移譲することは業務の非効率化を招くため、当該事務・権限の移譲に当たっては、全ての職種について一括で移譲すること。

(条件)

業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。

予算の状況 (単位:百万円)	45 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	5 5 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	<p>・養成施設等の指定及び監督</p> <p>1. 理容師養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211</p> <p>(2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0</p> <p>(3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32</p> <p>2. 美容師養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512</p> <p>(2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8</p> <p>(3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56</p> <p>3. 食品衛生管理者養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214</p> <p>(2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17</p> <p>(3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28</p> <p>4. 指定保育士養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583</p> <p>(2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12</p> <p>(3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96</p> <p>5. 社会福祉士養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67</p> <p>(2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4</p> <p>(3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13</p> <p>6. 介護福祉士養成施設</p> <p>(1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486</p> <p>(2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12</p> <p>(3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 182 H20 598 H21 331</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 78 H20 26 H21 77</p> <p>7. 福祉系高等学校</p> <p>(1) 課程数 H19 0 H20 0 H21 158</p> <p>(2) 新規指定数 H19 0 H20 158 H21 4</p> <p>(3) 取消数 H19 0 H20 0 H21 1</p> <p>(4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 8</p> <p>(5) 指定内容の変更届出数 H19 0 H20 0 H21 96</p> <p>(6) 指導調査実施数 H19 0 H20 0 H21 4</p> <p>8. 社会福祉主事養成機関</p> <p>(1) 課程数 H19 93 H20 90 H21 73</p>



(2)新規指定数	H19	2	H20	0	H21	2
(3)取消数	H19	10	H20	17	H21	11
(4)指定内容の変更承認数	H19	22	H20	34	H21	12
(5)指定内容の変更届出数	H19	52	H20	48	H21	48
(6)指導調査実施数	H19	14	H20	5	H21	11
9. 精神保健福祉士養成施設						
(1)課程数	H19	66	H20	68	H21	65
(2)新規指定数	H19	6	H20	5	H21	1
(3)取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4)指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5)指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6)指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1)課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1)課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1)課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2)新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3)取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5)指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6)指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1)課程数	H19	19	H20	19	H21	18
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5)指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6)指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1)課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	1	H20	2	H21	1

	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
	(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
	17. 理学・作業療法士養成施設						
	(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
	(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
	(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
	(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73
	18. 視能訓練士養成所						
	(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
	(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
	19. 臨床工学技士養成所						
	(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
	(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
	20. 義肢装具士養成所						
	(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
	(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
	(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
	21. 言語聴覚士養成所						
	(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
	(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
	22. あ・は・き師等養成施設						
	(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
	(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
	(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
	(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
	23. 柔道整復師養成施設						
	(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
	(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40
	(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
	24. 歯科衛生士養成所						
	(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
	(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
	(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23

	(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25.	歯科技工士養成所						
	(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
	(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
	(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26.	保健師助産師看護師養成所						
	(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
	(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
	(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	326	H20	804	H21	536
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	133	H20	163	H21	210
	(6) 指導調査実施数	H19	105	H20	87	H21	108
27.	栄養士養成施設						
	(1) 課程数	H19	195	H20	207	H21	204
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	7	H21	3
	(3) 取消数	H19	8	H20	4	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	56	H20	63	H21	41
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	62	H20	52	H21	32
	(6) 指導調査実施数	H19	27	H20	39	H21	27
28.	調理師養成施設						
	(1) 課程数	H19	383	H20	407	H21	436
	(2) 新規指定数	H19	5	H20	5	H21	6
	(3) 取消数	H19	8	H20	8	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	26	H21	15
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	64	H20	29	H21	28
	(6) 指導調査実施数	H19	74	H20	42	H21	36
29.	製菓衛生師養成施設						
	(1) 課程数	H19	137	H20	176	H21	188
	(2) 新規指定数	H19	19	H20	14	H21	7
	(3) 取消数	H19	3	H20	3	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	12	H20	17	H21	8
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	20	H20	82	H21	36
	(6) 指導調査実施数	H19	32	H20	55	H21	24
	・講習会の指定・登録						
1.	食品衛生管理者資格認定講習会の登録数	H19	2	H20	0	H21	0
2.	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数	H19	0	H20	0	H21	1
3.	介護技術講習会等に係る実施報告の受理数	H19	1,133	H20	1,083	H21	1,055
4.	社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	7	H20	6	H21	5
5.	児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	1	H20	1	H21	1
6.	社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	2
7.	社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	4
8.	介護教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	1	H21	3
9.	介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数	H19	0	H20	4	H21	13

備考	
<p>改正を要する法令等の事項</p> <p>工 程</p>	<p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>上記に掲げる医療関係職種 of 養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。</p> <p><b>【法律・政令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師助産師看護師法第 42 条の 5、同法施行令第 26 条</li> <li>・理学療法士及び作業療法士法第 17 条の 2、同法施行令第 21 条</li> <li>・診療放射線技師法第 29 条の 2、同法施行令第 19 条</li> <li>・臨床検査技師等に関する法第 20 条の 2 の 2、同法施行令第 22 条</li> <li>・視能訓練士法第 20 条の 2、同法施行令第 21 条</li> <li>・臨床工学技士法第 41 条の 2</li> <li>・義肢装具士法第 41 条の 2</li> <li>・救急救命士法第 48 条の 2</li> <li>・言語聴覚士法第 45 条の 2</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 13 条の 2、同法施行令第 15 条</li> <li>・柔道整復師法第 25 条の 2、同法施行令第 14 条</li> <li>・歯科衛生士法第 13 条の 7、同法施行令第 14 条</li> <li>・歯科技工士法第 27 条の 3、同法施行令第 21 条 等</li> </ul> <p>(養成施設の指定及び監督)</p> <p>社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事</p> <p><b>【法律】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 39 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号、第 40 条第 2 項第 1 号、附則 2 条</li> <li>・社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号</li> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)第 3 条</li> </ul> <p><b>【政令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条～第 9 条、第 11 条、附則 2 条</li> <li>・社会福祉法施行令第 4 条第 4 号、第 38 条</li> </ul> <p><b>【省令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 22 条第 4 項、第 28 条第 1 項、附則 2 条</li> <li>・社会福祉主事養成機関等指定規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 19 条</li> </ul>

	<p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉士法第7条第2号及び第3号</li> <li>・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項、第4条第1項及び第3項、第7条、第8条、第9条～第12条等</li> <li>・身体障害者福祉法第12条、身体障害者福祉法施行規則第20条</li> <li>・知的障害者福祉法第14条、知的障害者福祉法施行規則第3条等</li> </ul> <p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>保育士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員</p> <p><b>【法律】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法令第123号）第13条、第18条の6及び第18条の7</li> </ul> <p><b>【政令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条及び第46条</li> </ul> <p><b>【省令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2、第6条の8及び第49条の8</li> <li>・児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号及び第82条第3号</li> </ul> <p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師 (講習会の指定・登録)</p> <p>食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会</p> <p>法律、政省令の改正を要する。</p> <p><b>【法律】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法第48条</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条</li> <li>・製菓衛生師法第5条</li> </ul> <p><b>【政令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行令第9条、第14条～第21条、第23条～第26条、第28条～第30条、第32条～第34条</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第1条～第8条</li> <li>・製菓衛生師法施行令第21条～第24条</li> </ul> <p><b>【省令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行規則第57条、第61条、第79条</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第15条、第19条、第50条</li> <li>・製菓衛生師法施行規則第17条、第19条、第21条</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号に規定する講習会を指定する省令廃止</li> </ul> <p>(養成施設等の指定及び監督)</p>
--	---

		<p>理容師、美容師、栄養士、調理師</p> <p><b>【政令】</b> ・理容師法施行令 1 条</p> <p><b>【省令】</b> ・理容師養成施設指定規則 3 条 1 項、3 条 4 項、6 条 1 項、6 条 3 項、7 条、8 条 1 項、8 条 2 項、9 条、10 条、12 条 1 項、12 条 2 項、13 条 1 項</p> <p><b>【政令】</b> ・美容師法施行令 1 条</p> <p><b>【省令】</b> ・美容師養成施設指定規則 2 条 1 項、2 条 4 項、5 条 1 項、5 条 3 項、6 条、7 条 1 項、7 条 2 項、8 条、9 条、11 条 1 項、11 条 2 項、12 条 1 項</p> <p><b>【法律】</b> ・栄養士法第 6 条の 4、</p> <p><b>【政令】</b> ・栄養士法施行令第 9 条、第 20 条、第 21 条</p> <p><b>【省令】</b> ・栄養士法施行規則第 20 条の 2</p> <p><b>【法律】</b> ・調理師法第 9 条の 2</p> <p><b>【政令】</b> ・調理師法施行令第 1 条の 2 第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 1 条の 5、第 16 条、第 18 条、第 19 条、</p> <p><b>【省令】</b> ・調理師法施行規則第 26 条の 2</p>
条件等の解決のための方策等		<p>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</p>
移譲の時期		<p>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。</p>
備考		<p>・医療関係職種の養成施設等については、各職種の業務が国民の生命・身体に直接影響するため、当該事務権限を都道府県に移譲した場合に、実務上、その養成水準を全国統一的に確保できるどうかの検証を行う必要がある。その検証を行っていない段階において、更に政令指定都市への移譲を検討することは拙速であり困難。</p>